

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

### ◀ 目次 ▶

<a href="#">Q1 水害で家財道具が流されてしまいました。この損害を税金で控除する制度があると聞きました。雑損控除について教えてください。</a>	P.2
<a href="#">Q2 私は、サラリーマン(または年金受給者)なのですが、水害による被害を受けた場合、支給される給与(または年金)について、源泉徴収の猶予や源泉所得税の還付を受けられますか。</a>	P.2
<a href="#">Q3 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、事業用資産が損害を受けました。この場合の所得税の取扱いはどうなりますか。</a>	P.3
<a href="#">Q4 私は、被災して、勤務先から災害見舞金をもらいました。災害見舞金について所得税は課税されるのでしょうか。また、勤務先から、生活の資金として、無利息で貸付を受けていますが、税金が発生することはありませんか。</a>	P.3
<a href="#">Q5 私は、個人として、日本赤十字社に義援金を寄付しました。この場合、所得税の取扱いはどうなりますか。また、被災地で活動している NPO にも義援金を寄付しようと思っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。</a>	P.3
<a href="#">Q6 水害で自宅が全壊しました。所得税の減免はありますか。</a>	P.4
<a href="#">Q7 当社は、法人として、義援金を寄付しました。この場合、法人税の取扱いはどうなりますか。また、被災地で活動している NPO 法人にも義援金を寄付しようと思っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。</a>	P.4
<a href="#">Q8 法人(又は個人事業主)が災害に関して費用を支出したのですが、税務上はどのような取扱いになりますか。</a>	P.5
<a href="#">Q9 不動産を相続しましたが、申告期限前に水害で建物の一部が壊れてしまい価値が激減してしまいました。相続税は相続した時点の価値で申告しないといけないのでしょうか。申告期限後に災害が発生した場合はどうなりますか。</a>	P.6
<a href="#">Q10 水害によって、事務処理が困難になったため、消費税の課税制度を、一般課税から簡易課税に変更したいのですが、認められますか。</a>	P.6
<a href="#">Q11 酒類(またはたばこ、ガソリン等)店を営んでいます。在庫の酒類(またはたばこ、ガソリン等)が水害で流されて無くなったり、売り物にならなくなったりしましたが、課税済みの酒税(タバコ税、揮発油税等)について救済は受けられますか。</a>	P.6

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

### 《 Q&A 》

Q1 水害で家財道具が流されてしまいました。この損害を税金で控除する制度があると聞きました。

雑損控除について教えてください。

A1 納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が38万円以下の人が、災害や盗難、横領によって、所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、一定の金額の所得控除を受けることをいいます。

- 「住宅や家財」とは、納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が38万円以下の人が所有する、常時生活する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。
- 雑損控除額は、次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額になります。

1. (損害金額＋災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額×10%)
2. 災害関連支出の金額－5万円(5万円以下のときは零)

「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基準にして計算した損害額のことです。

「災害関連支出」の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊したり、除去したりするために支出した金額等のことです。

- 「保険金等で補てんされる金額」とは、災害等に関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額のことです。
- 損失が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます（3年間が限度です。）。)
- 別荘、貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等の損失については、雑損控除の対象にはなりませんが、総合課税の譲渡所得から差し引くことができます。

Q2 私は、サラリーマン(または年金受給者)なのですが、水害による被害を受けた場合、支給される給与(または年金)について、源泉徴収の猶予や源泉所得税の還付を受けられますか。

A2 災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、損害金額と所得金額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

- サラリーマンや公的年金受給者が、災害により、住宅や家財など(生計を一つにする扶養親族が所有する場合も含みます。)について受けた損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円以下である場合は、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

- 「住宅や家財」とは、常時起居する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいますが、別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものは含まれません。
- 災害による住宅や家財の損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1未満、または、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円を超える場合にも、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられると認められるときは、源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。
- これらの制度の適用を受けるためには、給与や年金の支払者(勤務先、年金事務所等)を経由して、還付を受けようとする場合は直接、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に申請を行う必要があります。
- サラリーマンが、これらの制度の適用を受けた場合は、年末調整がされないで、確定申告により所得税を精算する必要があります。

**Q3** 私は個人で事業を行っているのですが、震災により、事業用資産が損害を受けました。この場合の所得税の取扱いはどうなりますか。

**A3** 損害金額を必要経費として所得金額から減算することができます。

- 災害によって事業用の資産が損害を受けた場合は(滅失した場合だけでなく、減価があった場合も含みます。)、事業所得の計算上、その損害金額の全額が必要経費となり、所得金額から減算することができます。

**Q4** 私は、被災して、勤務先から災害見舞金をもらいました。災害見舞金について所得税は課税されるのでしょうか。また、勤務先から、生活の資金として、無利息で貸付を受けていますが、税金が発生することはありませんか。

**A4** 通常は課税されません。

- 個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額が、受贈者(災害見舞金をもらった人)の社会的地位、贈与者(勤務先)との関係に照らして社会通念上相当と認められる場合は、所得税は課税されません。
- また、災害により臨時に多額の生活資金が必要となった使用人(従業員)が使用者(勤務先)から、生活資金に充てるために低利又は無利息で貸付を受けた場合、その返済に要する合理的な期間内であれば、通常の利息相当額について課税しなくてよいこととされています。

**Q5** 私は、個人として、日本赤十字社に義援金を寄付しました。この場合、所得税の取扱いはどうなりますか。また、被災地で活動しているNPOにも義援金を寄付しようと思っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

**A5** 日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付金控除として、その年分の所得金額から控除することができます。

NPO法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定NPO法人であることが必要です。

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

- 個人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額から2000円を差し引いた金額を、寄付金控除としてその年分の所得金額から控除することができます。ただし、控除額は、所得金額の40%相当額が上限となります。
- NPOについては、国税庁長官から認定を受けたNPO法人（認定特定非営利活動法人）に対し、特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金をしたことが必要です。
- 寄付金控除をするためには、来年度分の確定申告において、義援金を寄付したことが確認できる書類（領収書、振込票等）が必要となります。

Q6 水害で自宅が全壊しました。所得税の減免はありますか。

A6 災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、所得税の軽減や免除を受ける方法として、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）に定める所得税の軽減免除の方法があり、どちらか有利な方を選ぶこととなります。

- 災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、雑損控除として一定の金額の所得控除を受けることができます。
- 災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険により補てんされる金額を除く）が、その時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について、雑損控除を受けない場合は、災害減免法により、所得金額の合計額に応じて、所得税が軽減または免除されます。

Q7 当社は、法人として、義援金を寄付しました。この場合、法人税の取扱いはどうなりますか。

また、被災地で活動しているNPO法人にも義援金を寄付しようと思っておりますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

A7 日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。

NPO法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定NPO法人であることが必要です。

- 法人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。なお、金銭による寄付だけでなく、自社商品や自社製品などの現物資産による場合も同様です。
- NPO法人については、都道府県知事（又は政令指定都市の長）から認定を受けたNPO法人（認定特定非営利活動法人）であり、さらに、特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をしたことが必要です。

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

Q8 法人(又は個人事業主)が災害に関して費用を支出したのですが、税務上はどのような取扱いになりますか。

A8 災害に関して法人や個人事業主が支出する費用などの主な税務上の取扱いは、次のとおりとなっています。

詳しくは、国税庁ホームページ等で、ご確認ください。

### ● 法人税及び所得税共通

#### 1. 災害により滅失・損壊した資産等

法人(又は個人事業主)の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合、損失又は費用の額は損金に算入することができます。

#### 2. 復旧のために支出する費用

法人(又は個人事業主)が、災害により被害を受けた固定資産について、その原状を回復するための費用は修繕費となります。

#### 3. 従業員等に支給する災害見舞金品

法人(又は個人事業主)が、被災した従業員又はその親族等に対して支給する災害見舞金品は、それが公平に支給されるものであり、かつ、従業員の地位等に照らして、その金額が社会通念上相当なものであれば、福利厚生費として損金に算入することができます。なお、災害見舞金を受けた従業員等には所得税が課税されませんので、源泉徴収をする必要もありません。

#### 4. 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人(又は個人事業主)が、所属する同業団体等の構成員について、災害により損失が生じた場合に、同業団体に拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金に算入することができます。

### ● 法人税関係

#### 1. 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復のために、被災した取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等に要した費用は、損金に算入することができます。

#### 2. 取引先に対する売掛金の免除等

法人が、被災した取引先の復旧支援を目的として売掛金、貸付金等を免除する場合には、免除額を損金に算入することができます。

#### 3. 自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、損金に算入することができます。

#### 4. 災害損失金の繰越控除

法人のある事業年度開始の前日7年以内に開始した各事業年度において、災害により棚卸資産、固定資産等に生じた損失がある場合には、その事業年度において損金に算入することができます。

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

Q9 不動産を相続しましたが、申告期限前に水害で建物の一部が壊れてしまい価値が激減してしまいました。

相続税は相続した時点の価値で申告しないといけないのでしょうか。

申告期限後に災害が発生した場合はどうなりますか。

A9 相続や贈与により取得した財産が、災害により、課税価格の計算の基礎となった価額の10%以上の被害を受けたときは、相続税・贈与税が軽減されます。

- 相続税の課税価格の基礎となった財産の価額(債務控除後の価額)のうち、被害を受けた部分の価額(保険金等により補填された金額を除きます。)の占める割合が10%以上である場合には、相続税が軽減されます。
- 申告期限前に災害があった場合、相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分の価額を控除して課税価額を計算することになります。
- 申告期限後に災害があった場合、災害のあった日以後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する金額が免除されることになります。ただし、災害があった日以後に納付すべき相続税額には、延滞税や災害があった日現在において滞納中の税額等は、免除の対象には含まれません。

Q10 水害によって、事務処理が困難になったため、消費税の課税制度を、一般課税から簡易課税に変更したいのですが、認められますか。

A10 被災した事業者が、その被害を受けたことによって、簡易課税制度の適用を受ける必要が生じた場合(簡易課税制度の適用を受ける必要がなくなった場合も同様です。)、所轄税務署長の承認を受けることにより、災害の日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける(または適用をやめる)ことができます。

- この特例は、例えば次のような場合に適用されます。
  1. 災害により、事業者の事務処理能力が低下したため、一般課税制度では事務処理が困難になり、簡易課税制度の適用を受けて申告する必要が生じた場合
  2. 災害により、業務用資産に損害を受け、緊急な設備投資等が必要となり、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合
- 承認を受けようとする事業者は、災害のやんだ日から2か月以内に災害によりこの特例の適用を受けることが必要となった事情等を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

Q11 酒類(またはたばこ、ガソリン等)店を営んでいます。在庫の酒類(またはたばこ、ガソリン等)が水害で流されて無くなったり、売り物にならなくなったりしましたが、課税済みの酒税(タバコ税、揮発油税等)について救済は受けられますか。

## 九州北部豪雨災害に関する Q&A（税金関係）

A11 酒類、たばこ、ガソリン等が、震災により滅失したり、本来の用途に利用できなくなったりした場合には、被害を受けた酒類等に課税された額を、震災以後に課税される酒税等から控除することが認められています。

- 酒類、製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油等の製造者または販売業者の方が販売のため所持していた課税済みの酒類、たばこ、揮発油等が災害により、滅失または本来の用途に供することができなくなった場合には、被害を受けた酒類等に係る税相当額について、災害発生後に課税される税額から控除することが認められています。
- この救済措置を受けるためには、被災酒類等を所持していた販売業者の方が、「被災確認申請書」を災害のやんだ日から1か月以内に被災地の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受け、これを酒類等の納税義務者に提出する必要があります。